

平成 22 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

当社子会社（株式会社セガトイズ）における元従業員の不正取引に関するお知らせ

この度、当社の連結子会社である株式会社セガトイズ（代表取締役社長：鈴木義治、本社：東京都台東区、以下「セガトイズ」）の元従業員が複数の取引先と不正取引を行っていたことが判明いたしました。本件が発覚した経緯、現時点における調査状況、今後の対応等に関しましては、添付のセガトイズ開示資料「当社元従業員による不正取引に関するお知らせ」のとおりです。

なお、セガトイズの『元従業員による不正取引対策本部』（対策本部長：セガトイズ代表取締役社長 鈴木義治）は現時点で不正取引による未認識の買掛金債務を約 5 億円と推定しておりますが、弁護士および公認会計士からなる外部調査委員会の調査結果ならびに本件に伴う当社の連結業績への影響につきましては判明次第、速やかにご報告申し上げます。

当社グループにおいて、このような不正取引が発生したことは誠に遺憾であり、また株主、取引先をはじめとする関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後、グループをあげて再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上

《添付資料：セガトイズ「当社元従業員による不正取引に関するお知らせ」》

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ ガ ト イ ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 義 治
(JASDAQ コード 7 8 4 2)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 経 営 統 括 本 部 長 菅 野 暁
電 話 0 3 - 5 8 2 2 - 6 2 4 4

当社元従業員による不正取引に関するお知らせ

この度、当社では、当社の元従業員により不正取引が行われたことが判明いたしました。

つきましては、元従業員による不正取引の発覚の経緯、現時点における調査状況、当社の業績に与える影響および今後の対応につきまして、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 元従業員による不正取引の発覚の経緯

当社では今般の収益改善に向けた取組みとして、新経営体制による抜本的な経営並びに事業の構造改革を推し進めております。これらの経営改革の一環として平成 21 年 12 月 7 日に希望退職者募集を行った結果、この元従業員がこれに応募し、平成 22 年 3 月 31 日付で退職した後、本人が 4 月 5 日に当社へ来社し、当該元従業員の個人的な意思のもと、あたかも当社の取引であるものと偽って不正な取引を行っていたことを申告しました。当社では、本人の申告を受けて、速やかに内部調査機関として『元従業員による不正取引対策本部』（対策本部長：代表取締役社長 鈴木義治）を設置し、当社顧問弁護士の協力のもとに内部調査を行ったところ、この元従業員が行った不正取引の事実を確認したものであります。

2. 現時点における調査状況

上記の内部調査により、現時点におきまして判明している事項については以下のとおりです。

- ・ 元従業員はモバイルコンテンツ関連業務の担当マネージャーであった平成 20 年 3 月頃から平成 22 年 3 月末日の退職の頃までの期間、不正取引を行っていた
- ・ 元従業員による不正取引は、実際に取引の対象となる商品等の物の移動があるように見せかけ、複数の取引先との間で取引を循環させていた
- ・ 元従業員による不正取引は、当該元従業員が注文書、受領書等の会社書類を偽造するなどの違法行為に加え、社内手続きを一切経ずに独断で行っていた
- ・ 元従業員による不正取引の結果、取引相手との関係で当社が認識していない買掛金債務が発生している可能性がある
- ・ 元従業員による不正取引の結果、当社が認識していない買掛金債務の合計額は約 5 億円と推定される。これは元従業員の申告に基づいて調査した取引相手先からの現時点における請求額の合計金額である。なお、当該不正取引による当社の業績に与える影響額については現在調査中である

また、元従業員が不正取引を行った動機や上記以外の詳しい取引内容につきましては、現在、調査中ではありますが、当該不正取引については、元従業員が当社の会計記録を一切通さずに行ったものであり、当社として一切関知していないものと確信しております。

3. 業績に与える影響

元従業員による不正取引が、当社業績に与える影響につきましては、現在、鋭意調査中であります。不正取引により当社に生じる可能性のある買掛金債務の合計額および当社の業績に与える影響額につきましては、今後の調査により精査し確定させるとともに、過年度財務諸表に与える影響につきましても併せて精査した上で、その内容が確定次第、速やかにご報告いたします。

4. 今後の対応

当社は、元従業員による不正取引発覚後ただちに内部調査を開始するとともに、本件に対する全容解明および原因を徹底調査し、また当社の業績に与える影響につきましても迅速に算定し、確定するため、本日、公正かつ中立的な立場の弁護士および公認会計士からなる外部調査委員会を設置いたしました。

外部調査委員会のメンバーは、当社とは利害関係のない独立した第三者の観点から調査を進める弁護士（金森 仁氏）および公認会計士（石川 正敏氏）と、当社の顧問弁護士（伊藤 亮介氏）となっております。（各氏の経歴につきましては別紙をご覧ください）

外部調査委員会のメンバー（敬称略）

委員長	金森 仁	山王法律事務所	弁護士
委員	伊藤 亮介	TMI 総合法律事務所	弁護士
委員	石川 正敏	あいわ税理士法人	公認会計士・税理士

当社といたしましては、今後、外部調査委員会より厳正かつ徹底した事実関係の全容解明および原因究明の調査を進めるとともに、内部調査により同様の取引の有無を引き続き調査してまいります。また、このような不正取引が二度と起きないよう有効な再発防止策を実施する所存です。

なお、現在も原因究明のための調査を進めておりますが、外部調査委員会の調査結果および内部調査の結果、ならびに今後の再発防止策につきましては、その内容が確定し次第、追って速やかに報告させていただきます。

今後は、元従業員による不正取引の結果、取引相手先との間に生じる可能性のある買掛金債務に関する民事上の問題を検討するとともに、現在、元従業員に対しては、第三者との共謀の可能性も視野に入れ刑事告訴の準備を開始しております。

今回ご報告いたしました元従業員による不正取引につきまして、株主および取引先をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますこととお詫び申し上げます。

今後は、再発防止と信頼回復に努めてまいります所存であります。関係者の皆様に置かれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

※別紙（敬称略）

氏 名	略 歴
金森 仁	昭和 54 年 早稲田大学政経学部卒業 昭和 57 年 司法修習生採用 昭和 59 年 東京地方検察庁検事 昭和 60 年 山形地方検察庁検事 昭和 63 年 新潟地方検察庁検事 平成 2 年 東京地方検察庁検事 平成 4 年 弁護士登録（東京弁護士会） 平成 5 年 山王法律事務所パートナーとなり、現在に至る
伊藤 亮介	昭和 55 年 東京大学法学部第一類卒業 昭和 56 年 最高裁判所司法研修所入所 昭和 58 年 第一東京弁護士会登録 西村眞田法律事務所勤務 昭和 63 年 ニューヨーク大学ロースクール卒業（M. C. J.） 平成元年 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成 2 年 カリフォルニア州弁護士資格取得 平成 3 年 TMI 総合法律事務所にパートナーとして参画、現在に至る
石川 正敏	昭和 58 年 法政大学経営学部経営学科 卒業 公認会計士 2 次試験 合格 新光監査法人入社 昭和 62 年 公認会計士 3 次試験 合格 平成 2 年 辻会計事務所に出向 平成 4 年 株式会社ビジネス・アソシエイツに入社（現在取締役） 平成 14 年 あいわ税理士法人設立、代表社員に就任、現在に至る